

法改正 情報	山本浩司のオートマシステム 新・でるココ 一問一答+要点整理 1 民法	4125
-----------	--	------

平成28年6月1日に民法の一部が改正（平成28年6月7日施行）され、本書の記載内容に変更が生じました。恐れ入りますが、以下の新旧対照表をご確認の上、本書をご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

ページ	旧	新
400	Q11 問題文1行目 女性は、離婚の日から 6か月 を経過した後でなければ再婚することができないが、…	女性は、離婚の日から 100日 を経過した後でなければ再婚することができないが、…
402	Q23 問題文2行目 6か月 を経過したとき、…	100日 を経過したとき、…
414	下から4行目 …取消の日から 6か月 を経過した… 下から2～1行目 … 6か月 を待たず、…	…取消の日から 100日 を経過した… … 100日 を待たず、…
417	下から6行目 …取消の日から 6か月 を経過し、…	…取消の日から 100日 を経過し、…

以上